



空き家確保支援事業(掘り起こし補助金・宅建事業者)



宅地建物取引業者より提供のあった、所有者不明等の理由で利活用に繋がっていない空き家情報を元に、市が空き家バンク登録勸奨を行った結果、登録に繋がった場合において、当該情報提供業者に対し掘り起こし補助金を交付する事業です。(1件につき5万円)

● 事業期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで(4年間)

● 補助対象者

- 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部に所属し、かつ、空き家バンクに登録された空き家の媒介が可能である事業者であること。
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)を提出していること。
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)に基づき、市が空き家所有者に対し空き家バンク登録勸奨を行った日から起算して2年以内に、当該空き家が空き家バンクに登録されていること。
- 対象となる空き家について、過去に南あわじ市空き家確保支援事業(掘り起こし補助金)を受けたことがないこと。

● 補助金額 空き家バンク登録1件につき**5万円**

● 必要書類/提出(問い合わせ)先

- 空き家確保支援事業補助金交付申請書(様式第3号)
- 事前申出書(空き家情報提供申出書兼誓約書)(様式第1号)を提出したことが分かる書類の写し
- 提出場所 ふるさと創生課(市役所 本館3階) 電話 0799-43-5205
 ※郵送、FAX、メールでの提出は受け付けておりません。

● 申請の流れ

